様式第3号(第7条および第12条関係)

(表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 正屋外広告物 | 許可変更許可継続許可 | 申請書 |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　　　　守山市長　　　　　　　　　　あて申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)　　ふりがな　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印　　　　　　　(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)　電話(　　)　　―　　　　　　　　　　　　　　 |
| 守山市屋外広告物条例 | 第8条第13条第　項 | の規定により、次のとおり申請します。 |
| 1　種類直接該当しない場合は、最も類似したものを選ぶこと。 | (　)自家用(　)管理用(　)非自家用(　)その他［　　　　　　］ |
| (　)屋上(　)壁面(　)突出(　)野立(　)案内図板等(　)禁止物件添加 |
| (　)広告板(　)広告塔(　)立看板(　)広告旗(　)はり紙(　)はり札(　)電柱等(　)アーチ(　)広告幕(　)アドバルーン(　)ぼんぼり(　)可変表示式 |
| 2　規模および数量 | 地上高 | 縦 | 横 | 面数 | 面積 | 数量 |
| m | m | m | 面 | m2 | 個 |
| 3　主要な材料 | (　)金属［　　　　］(　)木(　)プラスチック(　)その他［　　　　　］ |
| 4　表示(設置)期間 | 　　年　　月　　日から　年　　月　　日まで(　　年・月間) |
| 5　建築基準法による工作物の確認 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 | 6　道路法による道路の占用の許可 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 | 7　道路交通法による道路の使用の許可 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 |
| 8　表示(設置)に係る場所(区域) | 守山市 | 条例上の地域区分 | (　)第1種地域(　)第2種地域(　)第3種地域(　)第4種地域(　)第5種地域 |
| 9　都市計画法で定める地域地区の区分 | (　)第1種(第2種)低層住居専用地域／第1種(第2種)中高層住居専用地域／第1種(第2種)住居地域／準住居地域(　)近隣商業／商業地域　(　)準工業／工業／工業専用地域(　)市街化調整区域(　)風致地区 |
| 10　景観類型の区分 | (　)中心市街地ゾーン(　)一般市街地ゾーン(　)工業地ゾーン(　)湖岸景観ゾーン(　)田園景観ゾーン(　)沿道景観軸(　)中山道(　)河川景観軸 |
| 11　管理者 | 住所氏名 | 印　　　　電話(　　　)　　―　　　　　　　 |
| 資格等 | (　)登録試験機関の試験合格者(　)講習会修了者(　)職業訓練指導員免許所持者(　)技能検定合格者(　)職業訓練修了者(　)不要 |
| 12　工事施工者 | 住所氏名 | 電話(　　　)　　―　　　　　　　 |
| 屋外広告業の登録番号等 | 　　年　月　日滋賀県屋外広告業登録第　　号 |
| ※　受付欄 | ※手数料 | ※決裁区分 | ※決裁権者 | ※課員 | ※担当者 |
| 　 | 円　 | 部長等・課長等 | 　 | 　 | 　 |
| ※　許可条件 | 　 |
| ※　許可番号 | 　　　　　　年　　月　　日　守山市指令　(屋)第　　　号 |

(裏)

|  |
| --- |
| 13写真ちょう付欄 |
| 14　許可番号等新規の許可申請にあっては、記入する必要はありません。 | 許可番号 | 　　年　月　日　守山市指令　第　　号 |
| 表示(設置)期間 | 年　月　日から　年　月　日まで(　年・月間) |

　注1　新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

　　　(1)　表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示または設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)

　　　(2)　色彩および意匠を明らかにした図面

　　　(3)　形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面

　　　(4)　土地または建築物等との関係を明らかにした配置図

　　　(5)　周囲の状況が分かるカラー写真

　　　(6)　条例第8条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付すること。

　　2　変更の許可申請にあっては、注1(1)に掲げる書類および当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。

　　3　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

　　　(1)　屋外広告物安全点検調書(当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物または広告幕を掲出する物件である場合に限る。)

　　　(2)　当該広告物または掲出物件のカラー写真

　　4　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

　　5　該当する(　)内に印を付すこと。

　　6　※欄は、記入しないこと。

　　7　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(表)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 副屋外広告物 | 許可変更許可継続許可 | 申請書 |

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　　　　　守山市長　　　　　　　あて申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)　　ふりがな　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印　　　　　　　(法人にあっては、その名称および代表者の氏名)　電話(　　　)　　―　　　　　　　　　　　　　 |
| 守山市屋外広告物条例 | 第8条第13条第　項 | の規定により、次のとおり申請します。 |
| 1　種類直接該当しない場合は、最も類似したものを選ぶこと。 | (　)自家用(　)管理用(　)非自家用(　)その他［　　　　　　］ |
| (　)屋上(　)壁面(　)突出(　)野立(　)案内図板等(　)禁止物件添加 |
| (　)広告板(　)広告塔(　)立看板(　)広告旗(　)はり紙(　)はり札(　)電柱等(　)アーチ(　)広告幕(　)アドバルーン(　)ぼんぼり(　)可変表示式 |
| 2　規模および数量 | 地上高 | 縦 | 横 | 面数 | 面積 | 数量 |
| m | m | m | 面 | m2 | 個 |
| 3　主要な材料 | (　)金属［　　　　］(　)木(　)プラスチック(　)その他［　　　　　］ |
| 4　表示(設置)期間 | 　　年　　月　　日から　年　　月　　日まで(　　年・月間) |
| 5　建築基準法による工作物の確認 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 | 6　道路法による道路の占用の許可 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 | 7　道路交通法による道路の使用の許可 | (　)不要(　)有(　)申請中(　)未申請 |
| 8　表示(設置)に係る場所(区域) | 守山市 | 条例上の地域区分 | (　)第1種地域(　)第2種地域(　)第3種地域(　)第4種地域(　)第5種地域 |
| 9　都市計画法で定める地域地区の区分 | (　)第1種(第2種)低層住居専用地域／第1種(第2種)中高層住居専用地域／第1種(第2種)住居地域／準住居地域(　)近隣商業／商業地域　(　)準工業／工業／工業専用地域(　)市街化調整区域(　)風致地区 |
| 10　景観類型の区分 | (　)中心市街地ゾーン(　)一般市街地ゾーン(　)工業地ゾーン(　)湖岸景観ゾーン(　)田園景観ゾーン(　)沿道景観軸(　)中山道(　)河川景観軸 |
| 11　管理者 | 住所氏名 | 印　　　　電話(　　　)　　―　　　　　　　 |
| 資格等 | (　)登録試験機関の試験合格者(　)講習会修了者(　)職業訓練指導員免許所持者(　)技能検定合格者(　)職業訓練修了者(　)不要 |
| 12　工事施工者 | 住所氏名 | 電話(　　　)　　―　　　　　　　 |
| 屋外広告業の登録番号等 | 　　年　月　日滋賀県屋外広告業登録第　　号 |
| 　守山市指令　(屋)第　　　　号　本件広告物(掲出物件)の表示(設置)を、守山市屋外広告物条例の規定により次の条件を付して許可します。　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　守山市長許可条件 |

(裏)

|  |
| --- |
| 13写真ちょう付欄 |
| 14　許可番号等新規の許可申請にあっては、記入する必要はありません。 | 許可番号 | 　　年　月　日　守山市指令　第　　号 |
| 表示(設置)期間 | 　年　月　日から　年　月　日まで(　年・月間) |

　注1　新規の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

　　　(1)　表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示または設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)

　　　(2)　色彩および意匠を明らかにした図面

　　　(3)　形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面

　　　(4)　土地または建築物等との関係を明らかにした配置図

　　　(5)　周囲の状況が分かるカラー写真

　　　(6)　条例第8条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあっては、管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付すること。

　　2　変更の許可申請にあっては、注1(1)に掲げる書類および当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。

　　3　継続の許可申請にあっては、次の書類を添付すること。

　　　(1)　屋外広告物安全点検調書(当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物または広告幕を掲出する物件である場合に限る。)

　　　(2)　当該広告物または掲出物件のカラー写真

　　4　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

　　5　該当する(　)内に印を付すこと。

　　6　※欄は、記入しないこと。

　　7　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

|  |
| --- |
| 　この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、守山市長に対して審査請求をすることができます。　また、この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、守山市を被告として(訴訟において守山市を代表する者は守山市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |